

表6 都道府県別の1回の病気休暇の上限期間の状況(平成27年4月1日現在)

(単位:団体)

都道府県名	都道府県		指定都市		市区町村		合計		国と異なる団体の割合
	国と同じ	国と異なる	国と同じ	国と異なる	国と同じ	国と異なる	国と同じ	国と異なる	
北海道	1		1		110	68	112	68	37.8%
青森県	1				40		41		—
岩手県	1				33		34		—
宮城県	1		1		34		36		—
秋田県	1				8	17	9	17	65.4%
山形県	1				35		36		—
福島県	1				59		60		—
茨城県	1				34	10	35	10	22.2%
栃木県	1				25		26		—
群馬県		1			35		35	1	2.8%
埼玉県	1		1		61	1	63	1	1.6%
千葉県		1	1		41	12	42	13	23.6%
東京都		1			45	17	45	18	28.6%
神奈川県	1		2	1	30		33	1	2.9%
新潟県		1		1	27	2	27	4	12.9%
富山県	1				15		16		—
石川県	1				19		20		—
福井県	1				17		18		—
山梨県	1				19	8	20	8	28.6%
長野県	1				77		78		—
岐阜県	1				42		43		—
静岡県	1		2		24	9	27	9	25.0%
愛知県	1			1	53		54	1	1.8%
三重県		1			28	1	28	2	6.7%
滋賀県	1				18	1	19	1	5.0%
京都府	1			1	16	9	17	10	37.0%
大阪府		1		2	33	8	33	11	25.0%
兵庫県	1			1	29	11	30	12	28.6%
奈良県	1				39		40		—
和歌山県	1				30		31		—
鳥取県	1				18	1	19	1	5.0%
島根県	1				17	2	18	2	10.0%
岡山県	1		1		26		28		—
広島県	1			1	12	10	13	11	45.8%
山口県		1			16	3	16	4	20.0%
徳島県	1				20	4	21	4	16.0%
香川県	1				7	10	8	10	55.6%
愛媛県	1				20		21		—
高知県	1				32	2	33	2	5.7%
福岡県	1		1	1	50	8	52	9	14.8%
佐賀県	1				20		21		—
長崎県	1				21		22		—
熊本県	1		1		44		46		—
大分県	1				3	15	4	15	78.9%
宮崎県	1				26		27		—
鹿児島県	1				43		44		—
沖縄県	1				41		42		—
合計	40 (85.1%)	7 (14.9%)	11 (55.0%)	9 (45.0%)	1,492 (86.7%)	229 (13.3%)	1,543 (86.3%)	245 (13.7%)	13.7%

(注) 1 病気休暇は、私傷病の場合の取扱いを示す。なお、条件付採用期間中の職員等に係る病気休暇の上限期間の特例については考慮していない。

2 「国の私傷病の場合における1回の病気休暇の上限期間は、原則として週休日等を含む連続90日となっている。

3 ()内は、団体区分中の割合である。

4 「国と異なる」団体には、上限期間を「必要最小限度の期間」(国の改正前の制度と同じ)等としている団体を含む。